

第 108 号 (令和 4 年 7 月 25 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

[規則]

- △ 横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【総務局職員健康課】 3
- △ 横浜市フランクフルト事務所規則及び横浜市ムンバイ事務所規則の一部を改正する規則【国際局国際連携課】 4
- △ 母子保健法施行細則及び横浜市結核児童療育給付事務取扱規則の一部を改正する規則【健康福祉局医療援助課】 6
- △ 歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則【健康福祉局医療安全課】 14

[告示]

- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定【健康福祉局こころの健康相談センター】 16
- △ 情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の一部改正【環境創造局大気・音環境課】 17
- △ 公共下水道の供用開始【環境創造局管路保全課】 22
- △ 終末処理場による下水の処理開始【環境創造局管路保全課】 23
- △ 公共下水道の排水施設の方式の変更【環境創造局管路保全課】 24

[公告]

- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 25
- △ 同 【経済局商業振興課】 27
- △ 環境影響評価方法書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】 28
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】 29
- △ 農用地利用集積計画の策定【環境創造局農政推進課】 30
- △ 公園の設置【環境創造局公園緑地管理課】 31
- △ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】 32
- △ 横浜国際港都建設計画道路の変更案の縦覧【建築局都市計画課】 33
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 34
- △ 同 【建築局調整区域課】 35
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 36
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 37
- △ 同 【建築局建築指導課】 38

[達]

- △ 横浜市ソフトウェア及びハードウェア資産管理規程の一部改正【デジタル統括本部DX基盤課】 39
- △ 横浜市行政情報ネットワーク運用管理規程の一部改正【デジタル統括本部DX基盤課】 40

[区告示]

- △ 認可地縁団体の告示事項の変更【西区地域振興課】 41
- △ 同 【旭区地域振興課】 42
- △ 同 【旭区地域振興課】 43

[医療局病院経営本部]

△ 横浜市立市民病院診療費未収債権回収業務の委託【市民病院医事課】	44
[市選挙管理委員会]	
△ 直接請求に必要な選挙権を有する者の数【選挙課】	45
[人事委員会]	
△ 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則【調査課】	47
△ 任用候補者名簿の失効【任用課】	48
[職員共済組合]	
△ 令和 3 年度横浜市職員共済組合決算【職員共済課】	50

規 則

横 浜 市 議 会 議 員 そ の 他 非 常 勤 の 職 員 の 公 務 災 害 補 償 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 4 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 54 号

横 浜 市 議 会 議 員 そ の 他 非 常 勤 の 職 員 の 公 務 災 害 補 償 等 に
関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

横 浜 市 議 会 議 員 そ の 他 非 常 勤 の 職 員 の 公 務 災 害 補 償 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 (昭 和 43 年 10 月 横 浜 市 規 則 第 80 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 6 条 の 2 第 2 号 中 「 若 し く は 収 容 さ れ て い る 場 合 」 を 「 収 容 さ れ て い る 場 合 、 同 法 第 64 条 の 規 定 に よ る 保 護 処 分 と し て 少 年 院 に 送 致 さ れ 、 収 容 さ れ て い る 場 合 、 同 法 第 66 条 の 規 定 に よ る 決 定 に よ り 少 年 院 に 収 容 さ れ て い る 場 合 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市フランクフルト事務所規則及び横浜市ムンバイ事務所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月25日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第55号

横浜市フランクフルト事務所規則及び横浜市ムンバイ事務所規則の一部を改正する規則

(横浜市フランクフルト事務所規則の一部改正)

第1条 横浜市フランクフルト事務所規則(平成9年4月横浜市規則第52号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市欧州事務所規則

第1条第1項中「欧州地域に」を「欧州地域(外務省組織令(平成12年政令第249号)第55条第1号、第56条第1号及び第57条第1号に掲げる諸国をいう。以下同じ。)に」に、「企業」を「企業等」に、「横浜市フランクフルト事務所」を「横浜市欧州事務所」に改める。

第2条第1号中「企業」を「企業等」に改める。

第5条第1項第4号中「外務省組織令(平成12年政令第249号)第55条第1号及び第56条第1号に掲げる諸国(キプロス共和国を除く。)並びにロシア連邦(ウラル山脈以西の地域に限る。)」を「欧州地域」に改める。

(横浜市ムンバイ事務所規則の一部改正)

第2条 横浜市ムンバイ事務所規則(平成28年3月横浜市規則第45号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市アジア事務所規則

第1条第1項中「インド、東南アジア地域等」を「アジア地域」に、「企業」を「企業等」に、「横浜市ムンバイ事務所」を「横浜市アジア事務所」に改め、同条第2項中「インド マハーラーシュートラ州ムンバイ市」を「タイ王国バンコク都」に改める。

第2条第1号中「企業のインド、東南アジア地域等」を「企業等のアジア地域」に改め、同条第2号及び第3号中「インド、東南アジア地域等」を「アジア地域」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同条第4号中「インド、東南アジア地域等」を「アジア地域」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) アジア地域の人材の雇用機会の創出に関すること。

第5条第1項第4号中「インド、東南アジア地域等」を「アジア地域」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

(横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

- 3 横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成22年3月横浜市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「（当該外国勤務職員の勤務地がムンバイである場合にあっては、100分の100）」を削る。

(横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部改正)

- 4 横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第126条第1項中「横浜市フランクフルト事務所、横浜市ムンバイ事務所」を「横浜市欧州事務所、横浜市アジア事務所」に、「フランクフルト事務所等」を「欧州事務所等」に改める。

母子保健法施行細則及び横浜市結核児童療育給付事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 7 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 56 号

母子保健法施行細則及び横浜市結核児童療育給付事務取扱規則の一部を改正する規則

(母子保健法施行細則の一部改正)

第 1 条 母子保健法施行細則(昭和 42 年 4 月横浜市規則第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 53 条中「次の各号に掲げる」を「第 59 条第 1 項の規定により指定を受けた指定養育医療機関が発行する養育医療意見書(第 46 号様式)及び市長が別に定める」に改め、同条各号を削る。

第 56 条第 1 項中「第 55 条」を「前条第 2 項」に、「前項」を「第 53 条」に改める。

別表中

「

C階層	A階層及びB階層を除き、所得税非課税世帯	市町村民税の均等割のみの課税世帯	C 1 階層	5,400	540
		市町村民税所得割課税世帯	C 2 階層	7,900	790
		所得税課税額が15,000円以下の世帯	D 1 階層	10,800	1,080
		所得税課税額が15,001円以上40,000円以下の世帯	D 2 階層	16,200	1,620
		所得税課税額が40,001円以上70,000円以下の世帯	D 3 階層	22,400	2,240
		所得税課税額が70,001円以上 183,000 円以下の世帯	D 4 階層	34,800	3,480
		所得税課税額が183,001 円以上 403,000 円以下の世帯	D 5 階層	49,400	4,940
		所得税課税額が403,001 円以上 703,000 円以下の世帯	D 6 階層	65,000	6,500
		所得税課税額が703,001 円以上1,078,000	D 7 階層	82,400	8,240

D階層	A階層及びB階層を除き、所得税課税世帯	0 円以下の世帯			
		所得税課税額が1,078,001 円以上1,632,000 円以下の世帯	D 8 階層	102,000	10,200
		所得税課税額が1,632,001 円以上2,303,000 円以下の世帯	D 9 階層	123,400	12,340
		所得税課税額が2,303,001 円以上3,117,000 円以下の世帯	D10階層	147,000	14,700
		所得税課税額が3,117,001 円以上4,173,000 円以下の世帯	D11階層	172,500	17,250
		所得税課税額が4,173,001 円以上5,334,000 円以下の世帯	D12階層	199,900	19,990
		所得税課税額が5,334,001 円以上6,674,000 円以下の世帯	D13階層	229,400	22,940
		所得税課税額が6,674,001 円以上の世帯	D14階層	全 額	左の徴収基準月額の 1 割。ただし、当該額が 26,300円に満たない場合は、26,300円とする。

を

「

C階層	A階層を除き、市町村民税均等割の額のための課税世帯			5,400	540
	市町村民税所得割の額が15,000円以下の世帯	D 1 階層		7,900	790
	市町村民税所得割の額が15,001円以上21,000円以下の世帯	D 2 階層		10,800	1,080
	市町村民税所得割の				

D階層	A階層及びC階層を除き、市町村民税課税世帯	額が21,001円以上51,000円以下の世帯	D 3 階層	16,200	1,620
		市町村民税所得割の額が51,001円以上87,000円以下の世帯	D 4 階層	22,400	2,240
		市町村民税所得割の額が87,001円以上171,300円以下の世帯	D 5 階層	34,800	3,480
		市町村民税所得割の額が 171,301 円以上 252,100 円以下の世帯	D 6 階層	49,400	4,940
		市町村民税所得割の額が 252,101 円以上 342,100 円以下の世帯	D 7 階層	65,000	6,500
		市町村民税所得割の額が 342,101 円以上 450,100 円以下の世帯	D 8 階層	82,400	8,240
		市町村民税所得割の額が 450,101 円以上 579,000 円以下の世帯	D 9 階層	102,000	10,200
		市町村民税所得割の額が 579,001 円以上 700,900 円以下の世帯	D10階層	123,400	12,340
		市町村民税所得割の額が 700,901 円以上 849,000 円以下の世帯	D11階層	147,000	14,700
		市町村民税所得割の額が 849,001 円以上 1,041,000 円以下の世帯	D12階層	172,500	17,250
		市町村民税所得割の額が 1,041,001 円以上 1,222,500 円以下の世帯	D13階層	199,900	19,990

		市町村民税所得割の額が 1,222,501 円以上 1,423,500 円以下の世帯	D14階層	229,400	22,940
		市町村民税所得割の額が 1,423,501 円以上の世帯	D15階層	全 額	左の徴収基準月額の 1 割。ただし、当該額が 26,300 円に満たない場合は、26,300 円とする。

に改め、同表備考 1 中「社会保険各法」を「医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）」に、「保険者」を「保険者等」に改め、同表備考 4 中「社会保険各法」を「医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に、「保険者」を「保険者等」に改める。

別記様式目次中「第 45 号様式の 2 世帯調書（第 53 条）」を削る。

第 45 号様式中「申請します」の次に「。また、母子保健法施行細則第 62 条に規定する費用の額を算定するため、申請者及び申請者の世帯の世帯員の市町村民税の課税内容について市長が調査することに同意します」を加える。

第 45 号様式の 2 を削る。

（横浜市結核児童療育給付事務取扱規則の一部改正）

第 2 条 横浜市結核児童療育給付事務取扱規則（昭和 42 年 2 月横浜市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「、世帯調書（第 3 号様式）及び課税証明書」を「及び市長が別に定める書類」に改める。

別表中

「

C階層	A階層及びB階層を除き、前年分（1月1日から6月30日までの間に療育の給付	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税世帯	C 1 階層	4,500	450
-----	---------------------------------------	-------------------------	--------	-------	-----

	を受けた場合は、前々年分。この表において同じ。)の所得税非課税世帯	当該年度分の市町村 民税所得割課税世帯	C 2 階層	5,800	580
D階層	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その税額の年額区分が次の額であるもの	2,400 円以下	D 1 階層	6,900	690
		2,401 円以上 4,800 円以下	D 2 階層	7,600	760
		4,801 円以上 8,400 円以下	D 3 階層	8,500	850
		8,401 円以上12,000 円以下	D 4 階層	9,400	940
		12,001円以上16,200 円以下	D 5 階層	11,000	1,100
		16,201円以上21,000 円以下	D 6 階層	12,500	1,250
		21,001円以上46,200 円以下	D 7 階層	16,200	1,620
		46,201円以上60,000 円以下	D 8 階層	18,700	1,870
		60,001円以上78,000 円以下	D 9 階層	23,100	2,310
		78,001円以上100,500 円以下	D10階層	27,500	2,750
		100,501 円以上190,000 円以下	D11階層	35,700	3,570
		190,001 円以上299,500 円以下	D12階層	44,000	4,400
		299,501 円以上831,900 円以下	D13階層	52,300	5,230
		831,901 円以上1,467,000 円以下	D14階層	80,700	8,070
		1,467,001 円以上1,632,000 円以下	D15階層	85,000	8,500
		1,632,001 円以上2,302,900 円以下	D16階層	102,900	10,290
		2,302,901 円以上3,117,000 円以下	D17階層	122,500	12,250

	3, 117, 001 円以上4, 173, 000 円以下	D 18階層	143, 800	14, 380
	4, 173, 001 円以上	D 19階層	全 額	左の徴収基準月額の 1 割。ただし、当該額が 17, 120円に満たない場合は、17, 120円とする。

を「

C 階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯		4, 500	450
	3, 000 円以下	D 1 階層	5, 800	580
	3, 001 円以上 5, 800 円以下	D 2 階層	6, 900	690
	5, 801 円以上 8, 700 円以下	D 3 階層	7, 600	760
	8, 701 円以上13, 000 円以下	D 4 階層	8, 500	850
	13, 001円以上17, 400 円以下	D 5 階層	9, 400	940
	17, 401円以上22, 400 円以下	D 6 階層	11, 000	1, 100
	22, 401円以上28, 200 円以下	D 7 階層	12, 500	1, 250
	28, 201円以上58, 400 円以下	D 8 階層	16, 200	1, 620
	58, 401円以上75, 000 円以下	D 9 階層	18, 700	1, 870
	75, 001円以上96, 600 円以下	D 10階層	23, 100	2, 310
	96, 601円以上121, 800 円以下	D 11階層	27, 500	2, 750
	121, 801 円以上175, 500 円以下	D 12階層	35, 700	3, 570

D階層	税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の額であるもの	175,501 円以上221,100 円以下	D13階層	44,000	4,400
		221,101 円以上380,800 円以下	D14階層	52,300	5,230
		380,801 円以上549,000 円以下	D15階層	80,700	8,070
		549,001 円以上579,000 円以下	D16階層	85,000	8,500
		579,001 円以上700,900 円以下	D17階層	102,900	10,290
		700,901 円以上849,000 円以下	D18階層	122,500	12,250
		849,001 円以上1,041,000 円以下	D19階層	143,800	14,380
		1,041,001 円以上	D20階層	全 額	左の徴収基準月額の 1 割。ただし、当該額が 17,120円に満たない場合は、17,120円とする。

に改め、同表備考 1 中「社会保険各法」を「医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）」に、「保険者」を「保険者等」に改め、同表備考 4 中「社会保険各法」を「医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に、「保険者」を「保険者等」に改める。

第 1 号様式中「申請します」の次に「。また、横浜市結核児童療育給付事務取扱規則第 9 条に規定する費用の額を算定するため、申請者及び申請者の世帯の世帯員の市町村民税の課税内容について市長が調査することに同意します」を加える。

第 3 号様式を次のように改める。

第 3 号様式 削除
附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の母子保健法施行細則別表の規定は、この規則の施行の日以後の母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項に規定する養育医療（以下「養育医療」という。）の給付に係る費用の徴収について適用し、同日前の養育医療の給付に係る費用の徴収については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の横浜市結核児童療育給付事務取扱規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第20条第1項の規定による療育の給付（以下「療育の給付」という。）に係る費用の徴収について適用し、同日前の療育の給付に係る費用の徴収については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の母子保健法施行細則及び第2条の規定による改正前の横浜市結核児童療育給付事務取扱規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 7 月 25 日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第 57 号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行細則（平成 9 年 4 月横浜市規則第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式表面中

「

厚	都道府県		
免許発行所管		免許番号	免許登録年月日
厚	都道府県		
厚	都道府県		
厚	都道府県		

」

を

「

厚生労働省	都道府県	第 号	年 月 日	
免許発行所管		免許番号及び 登録年月日	開設場所以外の場所での業務	
			実施	業務を行う場所の所在地及び 電話番号
厚生労働省	都道府県	第 号 年 月 日	有・無	
厚生労働省	都道府県	第 号 年 月 日	有・無	
厚生労働省	都道府県	第 号 年 月 日	有・無	

」

に改める。

第 2 号様式表面中

「

氏名	資格	免許発行所管	免許番号	免許登録年月日	※免許証 確認欄
----	----	--------	------	---------	-------------

		厚	都道府県			
		厚	都道府県			
		厚	都道府県			
		厚	都道府県			
		厚	都道府県			

」

を
「

氏名	資格	免許発行所管	免許番号及び 登録年月日	開設場所以外の場所 での業務		※免許証 確認欄
				実施	業務を行う 場所の所在 地及び電話 番号	
		厚生労働省 都道府県	第 号 年月日	有・無		
		厚生労働省 都道府県	第 号 年月日	有・無		
		厚生労働省 都道府県	第 号 年月日	有・無		
		厚生労働省 都道府県	第 号 年月日	有・無		

」

に改める。

附 則

(施行 期 日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経 過 措 置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の歯科技工士法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

告示

横浜市告示第 493 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として次のとおり指定した。

令和 4 年 7 月 25 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 4 年 7 月 1 日	医療法人神奈川千雅 マリアの丘クリニック	緑区上山二丁目 35 番 2 号	病院又は診療所
同	サエラ薬局金沢文庫 店	金沢区釜利谷東二 丁目 2 番 18 号	薬局
同	有限会社すずらん薬 局あざみ野店	青葉区あざみ野二 丁目 28 番地の 12	同
同	フタバ薬局菊名店	港北区篠原北二丁 目 4 番 5 号	同
同	サンドラッグ若草台 薬局	青葉区若草台 17 番 地の 1	同
同	クリエイト薬局栄小 菅ヶ谷店	栄区小菅ヶ谷一丁 目 26 番 11 号	同
同	クリエイト薬局保土 ヶ谷今井町店	保土ヶ谷区今井町 156 番地の 1	同
同	クオール薬局十日市 場店	緑区十日市場町 1, 358 番地の 4	同
同	訪問看護ステーション ぶどう	都筑区川和町 1,47 1 番地	訪問看護
同	ルナール訪問看護ス テーション	鶴見区市場富士見 町 8 番 14 号	同
同	Gorilla 訪問看護ステ ーション	戸塚区上倉田町 14 番地の 2	同
同	ガイア訪問看護ステ ーション上大岡	港南区上大岡東二 丁目 3 番 6 号	同

横浜市告示第494号

情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の一部改正

情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等（平成17年2月横浜市告示第56号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和4年7月25日

横浜市長 山中竹春

表中

「

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）	第7条	令和4年 1月14日	指定事業所事業開始等届出
	第8条第2項	令和4年 1月14日	指定事業所に係る変更完了届出
	第8条第3項	令和4年 1月14日	指定事業所に係る変更計画中止届出
	第10条に規定する届出のうち、第3条第2項第1号から第3号までに掲げる事項の変更	令和4年 1月14日	指定事業所に係る変更届出
	第11条第3項	令和4年 1月14日	指定事業所に係る地位承継届出
	第69条の5第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）	令和4年 1月14日	搬出条例汚染土壌の運搬／処理状況確認届出
	第74条第1項	令和3年 2月25日	地下水採取開始届出
	第75条第2項	令和3年 2月25日	地下水採取に係る変更完了届出
	第75条第3項	令和3年 2月25日	地下水採取に係る変更計画中止届出
	第76条	令和3年 2月25日	地下水採取に係る変更届出
第77条第3項	令和3年 2月25日	地下水採取に係る地位承継届出	

	第 78 条	令和 3 年 2 月 25 日	地下水採取に係る 廃止届出
	第 81 条	令和 3 年 2 月 25 日	地下水採取量及び 水位測定結果報告
	第 86 条 第 2 項	令和 4 年 1 月 14 日	特定小規模施設に 係る承継届出
	第 87 条 第 2 項	令和 4 年 1 月 14 日	特定小規模施設に 係る変更届出
	第 105 条	令和 3 年 4 月 23 日	工事排水届出
	第 106 条 第 1 項及び第 2 項	令和 3 年 4 月 23 日	工事排水変更届出
	第 107 条	令和 3 年 4 月 23 日	工事排水完了届出
	第 120 条	令和 3 年 2 月 25 日	掘削作業完了届出
	第 124 条 第 2 項	令和 3 年 2 月 25 日	小規模揚水施設に 係る承継届出
	第 127 条	令和 3 年 2 月 25 日	小規模揚水施設廃 止届出
	第 144 条 の 3	令和 4 年 1 月 14 日	地球温暖化対策事 業者非該当届出
	第 146 条 の 2	令和 4 年 1 月 14 日	再生可能エネルギ ー利用設備導入検 討報告
	第 146 条 の 8	令和 4 年 1 月 14 日	特定電気供給事業 者非該当届出
横浜市生活環境 の保全等に関す る条例施行規則 (平成 15 年 3 月 横浜市規則第 17 号)	第 59 条 の 2 第 2 項ただし書	令和 4 年 1 月 14 日	条例土壤汚染状況 調査結果報告期限 延長申請
	第 59 条 の 3 第 5 項	令和 4 年 1 月 14 日	条例土壤汚染状況 調査猶予に係る地 位の承継届出

を
「

横浜市生活環境 の保全等に関す る条例(平成 14 年 12 月横浜市条	第 7 条	令和 4 年 1 月 14 日	指定事業所事業開 始等届出
	第 8 条 第 2 項	令和 4 年 1 月 14 日	指定事業所に係る 変更完了届出

例 第 58 号)

第 8 条 第 3 項	令和 4 年 1 月 14 日	指定事業所に係る 変更計画中止届出
第 10 条 に 規 定 す る 届 出 の う ち、第 3 条 第 2 項 第 1 号 か ら 第 3 号 ま で に 掲 げ る 事 項 の 変 更	令和 4 年 1 月 14 日	指定事業所に係る 変更届出
第 11 条 第 3 項	令和 4 年 1 月 14 日	指定事業所に係る 地位承継届出
第 33 条	令和 4 年 7 月 25 日	騒音測定結果報告
第 33 条	令和 4 年 7 月 25 日	振動測定結果報告
第 55 条 第 1 項	令和 4 年 7 月 25 日	夜間営業開始届出
第 55 条 第 2 項	令和 4 年 7 月 25 日	夜間営業に係る変 更計画届出
第 55 条 第 3 項	令和 4 年 7 月 25 日	夜間営業に係る変 更届出
第 55 条 第 4 項	令和 4 年 7 月 25 日	夜間営業に係る廃 止等届出
第 56 条 第 2 項	令和 4 年 7 月 25 日	夜間営業に係る地 位承継届出
第 69 条 の 5 第 6 項 (同 条 第 9 項 に お い て 準 用 す る 場 合 を 含 む 。)	令和 4 年 1 月 14 日	搬出条例汚染土壌 の運搬 / 処理状況 確認届出
第 74 条 第 1 項	令和 3 年 2 月 25 日	地下水採取開始届 出
第 75 条 第 2 項	令和 3 年 2 月 25 日	地下水採取に係る 変更完了届出
第 75 条 第 3 項	令和 3 年 2 月 25 日	地下水採取に係る 変更計画中止届出
第 76 条	令和 3 年 2 月 25 日	地下水採取に係る 変更届出
第 77 条 第 3 項	令和 3 年 2 月 25 日	地下水採取に係る 地位承継届出

第 78 条	令和 3 年 2 月 25 日	地下水採取に係る 廃止届出
第 81 条	令和 3 年 2 月 25 日	地下水採取量及び 水位測定結果報告
第 86 条 第 1 項	令和 4 年 7 月 25 日	特定小規模施設設 置届出
第 86 条 第 2 項	令和 4 年 1 月 14 日	特定小規模施設に 係る承継届出
第 87 条 第 1 項 又は 第 2 項	令和 4 年 7 月 25 日	特定小規模施設に 係る変更届出
第 88 条	令和 4 年 7 月 25 日	特定小規模施設廃 止届出
第 92 条 第 1 項 又は 第 2 項	令和 4 年 7 月 25 日	石綿排出作業開始 届出
第 94 条	令和 4 年 7 月 25 日	石綿排出作業完了 届出
第 105 条	令和 3 年 4 月 23 日	工事排水届出
第 106 条 第 1 項 又は 第 2 項	令和 3 年 4 月 23 日	工事排水変更届出
第 107 条	令和 3 年 4 月 23 日	工事排水完了届出
第 111 条	令和 4 年 7 月 25 日	屋外作業開始届出
第 112 条 第 1 項 又は 第 2 項	令和 4 年 7 月 25 日	屋外作業に係る変 更届出
第 113 条	令和 4 年 7 月 25 日	屋外作業に係る中 止届出
第 120 条	令和 3 年 2 月 25 日	掘削作業完了届出
第 124 条 第 2 項	令和 3 年 2 月 25 日	小規模揚水施設に 係る承継届出
第 127 条	令和 3 年 2 月 25 日	小規模揚水施設廃 止届出
第 144 条 の 3	令和 4 年 1 月 14 日	地球温暖化対策事 業者非該当届出
第 146 条 の 2	令和 4 年 1 月 14 日	再生可能エネルギ ー利用設備導入検 討報告
第 146 条 の 8	令和 4 年	特定電気供給事業

		1 月 14 日	者非該当届出
	附則第 9 項	令和 4 年 7 月 25 日	夜間営業既設届出
	附則第 17 項	令和 4 年 7 月 25 日	特定小規模施設既 設届出
	附則第 23 項	令和 4 年 7 月 25 日	屋外作業使用届出
横浜市生活環境 の保全等に関する 条例施行規則 (平成 15 年 3 月 横浜市規則第 17 号)	第 59 条の 2 第 2 項ただし書	令和 4 年 1 月 14 日	条例土壌汚染状況 調査結果報告期限 延長申請
	第 59 条の 3 第 5 項	令和 4 年 1 月 14 日	条例土壌汚染状況 調査猶予に係る地 位の承継届出

に改める。

横浜市告示第 495 号

公共下水道の供用開始

次のとおり公共下水道の供用を開始する。

その関係図面は、下水を公共下水道に流入させなければならない区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 25 日

横浜市長 山中竹春

排水施設 の方式	下水を公共下水道に流入させなければならない区域	供用開始 年月日
合流式	磯子区岡村五丁目の一部 都筑区川向町及び東方町の各一部	令和 4 年 7 月 25 日
分流式	港南区日野中央二丁目の一部 保土ヶ谷区上菅田町、仏向町及び法泉三 丁目の各一部 緑区鴨居七丁目及び白山三丁目の各一部 都筑区大榎町、川和町及び東方町の各一 部 戸塚区汲沢六丁目の一部 瀬谷区上瀬谷町の一部	

横浜市告示第 496 号

終末処理場による下水の処理開始

次のとおり終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、終末処理場による下水の処理を開始する区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 25 日

横浜市長 山中竹春

終末処理場の名称	終末処理場の位置	終末処理場による下水の処理を開始する区域	処理開始年月日
横浜市環境創造局神奈川水再生センター	神奈川区千若町 1 丁目 1 番地	保土ヶ谷区上菅田町、仏向町及び法泉三丁目の各一部	令和 4 年 7 月 25 日
横浜市環境創造局南部水再生センター	磯子区新磯子町 39 番地	磯子区岡村五丁目の一部	
横浜市環境創造局金沢水再生センター	金沢区幸浦一丁目 17 番地	港南区日野中央二丁目の一部	
横浜市環境創造局港北水再生センター	港北区大倉山七丁目 40 番 1 号	都筑区大柵町、川向町及び東方町の各一部	
横浜市環境創造局都筑水再生センター	都筑区佐江戸町 25 番地	緑区鴨居七丁目及び白山三丁目の各一部 都筑区川和町の一部	
横浜市環境創造局西部水再生センター	戸塚区東俣野町 231 番地	瀬谷区上瀬谷町の一部	
横浜市環境創造局栄第一水再生センター	栄区小菅ヶ谷二丁目 5 番 1 号	戸塚区汲沢六丁目の一部	

横 浜 市 告 示 第 497 号

公 共 下 水 道 の 排 水 施 設 の 方 式 の 変 更

港 北 区 大 曾 根 台 の 一 部 に お け る 公 共 下 水 道 の 排 水 施 設 の 方 式 を 、
合 流 式 か ら 分 流 式 に 変 更 す る 。

都 筑 区 東 方 町 の 一 部 に お け る 公 共 下 水 道 の 排 水 施 設 の 方 式 を 、 合
流 式 か ら 分 流 式 に 変 更 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 下 水 を 公 共 下 水 道 に 流 入 さ せ な け れ ば な ら ない
区 域 を 所 管 す る 土 木 事 務 所 に お い て 、 告 示 の 日 か ら 一 般 の 縦 覧 に 供
す る 。

令 和 4 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 告

横 浜 市 公 告 第 398 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 (平 成 10 年 法 律 第 91 号) 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出 が あ っ た の で 、 同 条 第 3 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 5 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 届 出 及 び 添 付 書 類 を こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 間 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

な お 、 こ の 公 告 に 係 る 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 が そ の 周 辺 の 地 域 の 生 活 環 境 の 保 持 の た め 配 慮 す べ き 事 項 に つ い て 意 見 を 有 す る 者 は 、 こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 以 内 に 、 横 浜 市 長 に 対 し 、 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 4 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届 出 の 概 要

(1) 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地

港 北 M I N A M O
都 筑 区 中 川 中 央 二 丁 目 7 番 18 号

(2) 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名

三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社
代 表 取 締 役 大 山 一 也
東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 4 番 1 号

(3) 変 更 し た 事 項

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 代 表 取 締 役 常 陰 均 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 4 番 1 号	三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 代 表 取 締 役 大 山 一 也 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 4 番 1 号
大 規 模 小 売 店 舗 に お い て 小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	株 式 会 社 ア ル ペ ン 代 表 取 締 役 水 野 泰 三 名 古 屋 市 中 区 丸 の 内 2 丁 目 9 番 40 号 ほ か 9 者	株 式 会 社 ア ル ペ ン 代 表 取 締 役 水 野 敦 之 名 古 屋 市 中 区 丸 の 内 2 丁 目 9 番 40 号 ほ か 6 者

(4) 変 更 の 年 月 日

令和 3 年 4 月 1 日 ほか

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和 4 年 6 月 27 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 399 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 4 年 7 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

横浜ワールドポーターズ
中区新港二丁目 2 番 1 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社横浜インポートマート
代表取締役 大田原 隆 広
中区新港二丁目 2 番 1 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社横浜インポートマート 代表取締役 吉野直樹 中区新港二丁目 2 番 1 号	株式会社横浜インポートマート 代表取締役 大田原隆広 中区新港二丁目 2 番 1 号

(4) 変更の年月日

令和 4 年 5 月 31 日

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和 4 年 6 月 28 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第400号

環境影響評価方法書の縦覧

横浜市環境影響評価条例（平成22年12月横浜市条例第46号。以下「条例」という。）第17条第2項の規定に基づき、（仮称）関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の提出があったので、条例第18条第1項の規定に基づき、当該方法書の写しを次のとおり一般の縦覧に供する。

方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、条例第20条第1項の規定に基づき、縦覧期間内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和4年7月25日

横浜市長 山中竹春

- 1 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
関内駅前港町地区市街地再開発準備組合
理事長 田原 仁
中区真砂町2丁目12番地
- 2 対象事業の名称
（仮称）関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業
- 3 対象事業が実施されるべき区域
中区尾上町2丁目、尾上町3丁目、真砂町2丁目、真砂町3丁目、港町2丁目及び港町3丁目の各一部
- 4 縦覧場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課
中区日本大通35番地
横浜市中区役所総務部区政推進課
西区中央一丁目5番10号
横浜市西区役所総務部区政推進課
- 5 縦覧期間
令和4年7月25日から令和4年9月7日まで

横浜市公告第 401 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和 4 年 7 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
鶴見区生麦一丁目 2,036 番の 32、2,036 番の 43、2,036 番の 44
及び 2,036 番の 53 の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ベンゼン、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物

横 浜 市 公 告 第 402 号

農 用 地 利 用 集 積 計 画 の 策 定

農 業 経 営 基 盤 強 化 促 進 法 (昭 和 55 年 法 律 第 65 号) 第 18 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 農 用 地 利 用 集 積 計 画 を 定 め た の で 、 当 該 農 用 地 利 用 集 積 計 画 を 次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 縦 覧 場 所

都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 32 番 1 号

横 浜 市 北 部 農 政 事 務 所

戸 塚 区 戸 塚 町 16 番 地 の 17

横 浜 市 南 部 農 政 事 務 所

2 縦 覧 期 間

令 和 4 年 7 月 25 日 か ら 当 該 農 用 地 利 用 集 積 計 画 に 定 め ら れ た 利 用 権 存 続 期 間 又 は 残 存 期 間 満 了 の 日 ま で 備 え 置 く こ と と す る 。

3 縦 覧 時 間

午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 ま で

横浜市公告第 403 号

公園の設置

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、次のとおり公園を設置する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 25 日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位置	区域	面積	主な公園施設	供用開始の期日
笠間岩井口公園	栄区笠間二丁目 1,050 番の 15	別図のとおり	295 m ²	すべり台、水飲み、ベンチ	令和 4 年 7 月 25 日

別図（省略）

横 浜 市 公 告 第 404 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 4 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 元 年 11 月 1 日	11581	有 限 会 社 デ ィ ー オ ー サ ー ビ ス	(新) 薩 田 和 仁	戸 塚 区 俣 野 町 1,054 番 地 の 2
			(旧) 畠 山 義 昭	
令 和 4 年 6 月 23 日	00612	有 限 会 社 田 辺 設 備	田 邊 二 三 夫	(新) 保 土 ヶ 谷 区 今 井 町 519 番 地 の 75
				(旧) 保 土 ヶ 谷 区 鎌 谷 町 75 番 地

横浜市公告第405号

横浜国際港都建設計画道路の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画道路の変更案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和4年7月25日

横浜市長 山中竹春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画道路
3・3・16号桂町戸塚遠藤線
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
戸塚区上倉田町、汲沢一丁目、汲沢三丁目、汲沢五丁目、汲沢六丁目、汲沢七丁目、汲沢八丁目、汲沢町、下倉田町、戸塚町及び舞岡町
栄区桂町、小菅ケ谷一丁目、小菅ケ谷二丁目、小菅ケ谷三丁目、小菅ケ谷四丁目、本郷台四丁目及び本郷台五丁目
泉区和泉が丘一丁目、和泉が丘二丁目、和泉が丘三丁目、和泉町、下飯田町、中田西四丁目及び中田南五丁目地内
- 3 縦覧期間
令和4年7月25日から令和4年8月8日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先
中区本町6丁目50番地の10
横浜市建築局企画部都市計画課
- 5 都市計画図書写しの閲覧期間
令和4年7月25日から令和4年8月8日まで
- 6 都市計画図書写しの閲覧場所
戸塚区戸塚町16番地の17
横浜市戸塚区役所総務部区政推進課

横 浜 市 公 告 第 406 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 4 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 7 月 13 日 第 2021 開 708 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
中 区 本 牧 間 門 8 番 27 号
株 式 会 社 ビ ッ ク ラ イ ズ ホ ー ル デ ィ ン グ ス
代 表 取 締 役 中 嶋 哲 夫
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
保 土 ケ 谷 区 常 盤 台 129 番 の 1 、 129 番 の 4 、 129 番 の 5 、 129
番 の 7 及 び 131 番 の 3 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 407 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 4 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 4 年 3 月 3 日 第 2021 開 1716 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 2 丁 目 2 番 3 号
株 式 会 社 フ ー ジ ャ ー ス コ ー ポ レ ー シ ョ ン
代 表 取 締 役 小 川 栄 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 桂 台 二 丁 目 18 番 の 12 及 び 18 番 の 34 から 18 番 の 43 まで

横 浜 市 公 告 第 408 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2022 ・ 2 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 4 年 7 月 14 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
32.05 m
- 5 指 定 の 場 所
神 奈 川 区 三 ツ 沢 南 町 93 番 の 33 の 一 部
- 6 申 請 者 の 氏 名
秋 山 彩 織

横浜市公告第 409 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 42・52 号
- 2 廃止年月日
令和 4 年 7 月 8 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
5.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
106.50 m
- 5 廃止の場所
港南区港南五丁目 2,621 番の 9 地先から 2,649 番の 1 地先まで

横 浜 市 公 告 第 410 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 4 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 4 年 7 月 7 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

11.00 m

4 廃 止 の 場 所

港 北 区 篠 原 町 2,754 番 及 び 2,756 番 の 各 一 部

達

達 第 19 号

庁 中 一 般

横 浜 市 ソ フ ト ウ ェ ア 及 び ハ ー ド ウ ェ ア 資 産 管 理 規 程 (平 成 24 年 3 月 達 第 2 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

令 和 4 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 5 条 第 2 項 第 1 号 中 「 総 務 局 」 を 「 デ ジ タ ル 統 括 本 部 」 に 改 め
、 同 条 第 2 号 中 「 総 務 局 長 」 を 「 デ ジ タ ル 統 括 本 部 長 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 達 は 、 令 和 4 年 8 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

達 第 20 号

庁 中 一 般

横 浜 市 行 政 情 報 ネットワーク運用管理規程（平成 14 年 2 月 達 第 2 号）の一部を次のように改正する。

令 和 4 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 18 条 中 「総務局長」を「デジタル統括本部長」に改める。

附 則

この達は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

区 告 示

西区告示第 5 号（令和 4 年 7 月 12 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、南浅間町第三町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 7 月 12 日

横浜市西区長 菊 地 健 次

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名	村 井 恵 子	瀬 谷 雅 尚
及び住所	西区南浅間町 26 番 9 号	西区南浅間町 29 番 3 号

旭区告示第 3 号（令和 4 年 7 月 14 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、市沢町下町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 7 月 14 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
区域	旭区市沢町 3 番地、49 番地、53 番地から 63 番地まで、65 番地から 73 番地まで、76 番地、78 番地から 80 番地まで、82 番地、92 番地、93 番地、100 番地から 458 番地まで、526 番地、680 番地から 700 番地まで、702 番地及び 709 番地の区域	旭区市沢町 3 番地、49 番地、53 番地から 63 番地まで、65 番地から 73 番地まで、76 番地、78 番地から 82 番地まで、92 番地、93 番地、100 番地から 458 番地まで、526 番地、680 番地から 700 番地まで、702 番地及び 709 番地の区域

旭区告示第 4 号（令和 4 年 7 月 14 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、二俣川二丁目西部自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 4 年 7 月 14 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
区域	旭区二俣川 2 丁目 42 番地から 80 番地までの区域	旭区二俣川 2 丁目 50 番地の 1 を除く旭区二俣川 2 丁目 42 番地から 80 番地までの区域

医 療 局 病 院 経 営 本 部

医 療 局 病 院 経 営 本 部 告 示 第 4 号

横 浜 市 立 市 民 病 院 診 療 費 未 収 債 権 回 収 業 務 の 委 託

地 方 公 営 企 業 法 (昭 和 27 年 法 律 第 292 号) 第 33 条 の 2 の 規 定 に よ り、横 浜 市 立 市 民 病 院 診 療 費 未 収 債 権 回 収 業 務 を 次 の と お り 委 託 し た。

令 和 4 年 7 月 25 日

横 浜 市 病 院 事 業 管 理 者

病 院 経 営 本 部 長 平 原 史 樹

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
弁 護 士 法 人 館 野 法 律 事 務 所 館 野 完	東 京 都 渋 谷 区 渋 谷 2 丁 目 16 番 8 号	令 和 4 年 4 月 1 日 か ら 令 和 5 年 3 月 31 日 ま で

市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会告示第 5 号

直接請求に必要な選挙権を有する者の数

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項、第 75 条第 1 項、第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項、同条第 11 項、第 5 条第 1 項及び同条第 15 項の規定による選挙権を有する者の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数、3 分の 1 の数及び総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和 4 年 7 月 25 日

横浜市選挙管理委員会

委員長 菅野 義 矩

50 分の 1 の数	62,741 人
6 分の 1 の数	522,837 人
3 分の 1 の数	1,045,673 人
選挙区ごとの 3 分の 1 の数	
鶴見区	79,795 人
神奈川区	67,766 人
西区	28,780 人
中区	40,140 人
南区	55,522 人
港南区	61,091 人
保土ヶ谷区	57,456 人
旭区	69,349 人
磯子区	46,602 人
金沢区	55,724 人
港北区	98,403 人
緑区	50,251 人
青葉区	86,444 人
都筑区	57,989 人
戸塚区	78,396 人
栄区	34,468 人
泉区	42,985 人
瀬谷区	34,517 人

総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の

1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数
492,128 人

人事委員会

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 7 月 25 日

横浜市人事委員会
委員長 水 地 啓 子

横浜市人事委員会規則第 14 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年 9 月横浜市人事委員会規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

フランクフルト事務所	所長
ムンバイ事務所	所長

」

を

「

欧州事務所	所長
アジア事務所	所長

」

に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

横浜市人事委員会公告第 2 号

任用候補者名簿の失効

職員の利用に関する規則（平成 19 年 3 月横浜市人事委員会規則第 17 号）第 40 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、次の任用候補者名簿を令和 4 年 7 月 12 日に失効させたので公告する。

令和 4 年 7 月 25 日

横浜市人事委員会

委員長 水 地 啓 子

1 採用候補者名簿

- (1) 横浜市行政職員（大学卒程度）採用試験採用候補者名簿（令和 2 年 8 月 26 日確定分）
- (2) 横浜市行政職員（免許資格職）採用試験採用候補者名簿（令和 2 年 11 月 25 日確定分）
- (3) 横浜市職員（大学卒程度・技術先行実施枠）採用候補者名簿（令和 3 年 6 月 16 日確定分）
- (4) 横浜市行政職員（大学卒程度）採用試験採用候補者名簿（令和 3 年 8 月 18 日確定分）
- (5) 横浜市行政職員（大学卒程度）採用試験採用候補者名簿（令和 3 年 8 月 3 日確定分）
- (6) 横浜市行政職員（免許資格職）採用試験採用候補者名簿（令和 3 年 8 月 18 日確定分）
- (7) 横浜市行政職員（事務 A、事務 B 及び事務 C）採用選考採用候補者名簿（令和 3 年 10 月 29 日確定分）
- (8) 横浜市行政職員（高校卒程度）採用試験採用候補者名簿（令和 3 年 11 月 12 日確定分）
- (9) 横浜市行政職員（免許資格職）採用試験採用候補者名簿（令和 3 年 11 月 26 日確定分）
- (10) 横浜市職員（社会人）採用試験採用候補者名簿（令和 3 年 12 月 8 日確定分）
- (11) 横浜市職員（社会人）採用試験採用候補者名簿（令和 3 年 12 月 8 日確定分）
- (12) 横浜市職員（社会人）採用試験採用候補者名簿（令和 3 年 12 月 8 日確定分）
- (13) 就職氷河期世代を対象とした横浜市職員採用試験採用候補者名簿（令和 3 年 12 月 8 日確定分）
- (14) 横浜市学校事務職員採用試験採用候補者名簿（令和 3 年 8 月 3 日確定分）
- (15) 横浜市学校事務職員採用試験採用候補者名簿（令和 3 年 10 月 29 日確定分）
- (16) 横浜市学校栄養職員採用試験採用候補者名簿（令和 3 年 11 月

26 日 確 定 分)

- (17) 横浜市消防職員 (大学卒程度) 採用試験採用候補者名簿 (令和 3 年 8 月 25 日 確 定 分)
- (18) 横浜市消防職員 (高校卒程度) 採用試験採用候補者名簿 (令和 3 年 11 月 26 日 確 定 分)
- (19) 横浜市企業局行政職員 (高校卒程度) 採用試験採用候補者名簿 (令和 3 年 11 月 12 日 確 定 分)

2 昇任候補者名簿

- (1) 平成 30 年度係長・消防司令昇任候補者名簿 (平成 30 年 12 月 5 日 確 定 分)
- (2) 令和元年度 (2019 年度) 係長・消防司令昇任候補者名簿 (令和元年 12 月 4 日 確 定 分)
- (3) 令和 2 年度 (2020 年度) 係長・消防司令昇任候補者名簿 (令和 2 年 12 月 2 日 確 定 分)
- (4) 令和 3 年度係長・消防司令昇任候補者名簿 (令和 3 年 12 月 1 日 確 定 分)
- (5) 令和 3 年度専任職昇任選考昇任候補者名簿 (令和 3 年 12 月 8 日 確 定 分)
- (6) 令和 3 年度専任職昇任選考昇任候補者名簿 (令和 3 年 12 月 8 日 確 定 分)

職員共済組合

横浜市職員共済組合公告第 8 号

令和 3 年度横浜市職員共済組合決算

令和 4 年 6 月 24 日開催の組合会において議決を経た令和 3 年度決算を横浜市職員共済組合定款（昭和 37 年 12 月横浜市職員共済組合公告第 1 号）第 37 条の規定により、公告する。

令和 4 年 7 月 25 日

横浜市職員共済組合

理事長 大久保 智 子

令和 3 年度横浜市職員共済組合事業状況報告書

別冊のとおり